

# 火災が発生しやすい季節です。家庭でも備えを!

## 住宅用火災警報器 10 年経ったらとりカエル



消防本部予防室 竹森 康介

住宅用火災警報器は、全ての住宅に設置が義務付けられ ています。しかし、設置しただけでは安心できません。な ぜなら、住宅用火災警報器には「寿命」があるからです。

住宅用火災警報器は、古くなると、電子部品の寿命 や、電池切れなどが発生する可能性があります。古くな ったものをそのまま設置し続けると、火災を感知しなく なるおそれがあるため、大変危険です。

取り換えの目安は10年です。市では、新築住宅への設 置が平成18年6月1日から義務付けられていますので、 設置から10年が経過するご家庭については、ぜひ、取り

換えをお願いします。設置時期を調べるには、火災警報器本体に記載されてい る「設置年月」、または「製造年」を確認してください。

最近では、1つの感知器が作動すると、そのほかの部屋に設置されている感知器 も連動して作動する、「連動型」という感知器も販売されて います。取り換える際には、より安心な「連動型」の設置を お勧めします。また、定期的に動作確認をして、いざとい

とりカエル君

我が家と家族を守る基本です。交換・点検をお願いします。

うときのために警報音を聞いておく事も重要です。

【10年経ったらとりカエル】

問 消防本部予防室 ■ 63 - 1412

## 平成 28 年 火災発生件数

#### 火災発生状況

建物火災	林野火災	車両火災	その他火災	合	計
6件	0件	3件	3件		12件

※その他火災とは建物・林野・車両・船舶・航空機火災 以外の火災です。

平成28年中の火災件数は12件で、前年から4件減 となりました。約1か月に1件の割合で火災が発生し たことになります。

出火原因では、「たき火」などの屋外での不注意によ る火災が3件、その他「線香」 などで火災が発生しまし、 火災による死者は0人、負傷者は3人発生しました。





# 公共施設の使用料や手数料を 4 月から改定します

受益者負担の適正化を図るため、平成29年4月1日から一部施設の 使用料および一部手数料などを改定します。

### ■ 施設使用料の適正化見直し方法

施設の維持などに係る経費を算出し、 施設の性質ごとに分類した公費負担と 利用者の負担割合を反映しました。ま た、利用者の負担の急激な増加を避け るなど、緩和措置を行っています。



### ■ 手数料などの適正化見直し方法

法令などで定められているものを除き、県内・近隣自治体の状況 などを参考にしました。

#### 手数料などの主な改定内容(概要)

手数料などの種類又は名称	現行料金→改定料金	担当室・ 問い合わせ先	
市税の督促手数料 国民健康保険税の督促手数料	1通につき 50円→100円	収納室 📾 63 - 7439	
原付や小型特殊自動車の標識弁償金	1件につき 100円→300円	課税室 📾 63 - 7429	
市税外収入金の督促手数料	1通につき 50円→100円	総務室 📾 63 - 7310	
応急診療所における証明書の交付手数料(簡易)	1件につき 200円→300円	医療福祉総務室 - <b>a</b> 63 - 7579	
同上 (その他)	(新規) 1 件につき1,000円		
後期高齢者医療保険料の督促手 数料	1通につき50円→100円	保険年金室 63 - 7105	
介護保険料の督促手数料	1通につき50円→100円	介護・高齢支援室	

### 公共施設の使用料の主な改定内容(概要)

施設名	区分・種別など	現行 料金	改定 料金	担当室・ 問い合わせ先
	100㎡以上150	400	500	
   各市民センター	m未満の部屋			
	150㎡以上200	500	600	地域経営室
	m未満の部屋			<b>a</b> 63 - 7484
   市民情報交流センター	会議室1	400	600	
TDLCI自主以文///L ピンフ	会議室2	400	500	
市民野球場	入場料の徴収なし	1,000	1,200	
市民陸上競技場	スポーツ目的の利用	1,000	1,500	
	競技場	3,000	3,500	
	※入場料の徴収			
	なし、スポーツ			
	目的で、アマ			
	チュアスポーツ			市民スポーツ室
	が利用する場合			<b>a</b> 63 - 7100
総合体育館	競技場(一般公開 日の個人使用)	100	120	
	卓球室(1人につき)	100	150	
	トレーニング室	200	300	
	※高校生以上			
	一般個人(1回)			
リバーナホール	※3時間以内の	2,000	3,000	商工経済室
· ハーノ ホール	場合			<b>a</b> 63 - 7824
斎場 ※10kg以上	小動物(合同)	3,000	4,500	環境対策室
30kg未満の場合	小動物(個別)	6,000	9,000	<b>a</b> 63 - 7492

上記の料金は、主に昼間の料金であり、夜間の料金についても改定を行って います。また、入場料の有無・利用目的・学校か一般か・市内外の別などによっ ても料金が異なります。詳しくは、担当室へお問い合わせください。

この他、比奈知児童館、一ノ井児童館、比奈知文化センター、一ノ井老人福 祉センター、一ノ井市民センター、一ノ井教育集会所、比奈知教育集会所、百々 教育集会所について「市長が必要と認めるとき」の料金を改定しています。(担 当室 人権・男女共同参画推進室 🕋 63 - 7523)